

新潟県国民健康保険団体連合会

理 事 会 議 事 録

令 和 8 年 7 月 16 日

自治会館本館「301 会議室」

出席者 理事・監事本人の出席 7名

理 事 長	刈 羽 村 長	品 田 宏 夫
副 理 事 長	佐 渡 市 長	渡 辺 竜 五
副 理 事 長	阿 賀 野 市 長	加 藤 博 幸
副 理 事 長	湯 沢 町 長	田 村 正 幸
常 務 理 事		須 貝 幸 子
理 事	新潟県建築国民健康保険組合理事長	上 野 喜 浩
監 事	胎 内 市 長	井 畑 明 彦

書面による出席 9名

副 理 事 長	十 日 町 市 長	関 口 芳 史
理 事	新潟県福祉保健部長	中 村 洋 心
理 事	柏 崎 市 長	櫻 井 雅 浩
理 事	三 条 市 長	滝 沢 亮
理 事	魚 沼 市 長	内 田 幹 夫
理 事	五 泉 市 長	田 邊 正 幸
理 事	妙 高 市 長	城 戸 陽 二
理 事	田 上 町 長	佐 野 恒 雄
理 事	新潟県医師会長	堂 前 洋 一 郎

開会 午後1時30分

開 会 宣 言

田嶋総務課長補佐が開会宣言を行う。

理 事 長 挨 拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 品田理事長】

皆さま、お疲れ様でございます。本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口減少、医療の高度化に伴う医療費の増加などにより、依然として厳しい状況が続いております。国においては、医療DXの推進が重要政策として位置付けられ、オンライン資格確認をはじめ、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスなど、医療情報基盤の整備が進められております。

こうした中、「医療法等の一部を改正する法律」に基づき、社会保険の審査支払機関である、「社会保険診療報酬支払基金」においては、従来の審査支払機能に加え、医療DXの運営主体としての役割を担うため、組織の抜本的改組が進められており、本年10月には「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」へと改称され、医療DXの推進と審査支払業務を一体的に担う新たな体制へ移行することとされております。

こうした改革は、国保連合会の業務や今後の審査支払体制にも大きな影響を及ぼす可能性があり、私どもとしても、その動向を注視しながら、基幹業務である審査支払業務の確実な実施はもとより、国が進める「審査支払機能に関する改革」への適切な対応や、厚労省主導の「自治体の事務負担軽減に向けた都道府県 国保連合会の役割強化に関する会議」の検討を踏まえた保険者支援の充実・強化など、保険者と密に連携し、適切に対応していく必要があります。

本日の理事会については、令和7年度の「事業報告」及び「会計決算」についてご審議いただき、今月開催を予定する第160回通常総会へ提出するものであります。

限られた時間ではございますが、慎重かつ円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

出 席 理 事 数 報 告

それでは、議事に入ります前に、本日の理事会の出席者数をご報告申し上げます。

理事総数15名のうち、理事ご本人の出席6名、書面による出席9名、計15名であります。

よって、本会規約第37条により本理事会が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、議長の選出であります。本会規約第35条では「理事長が議長を務める」とされておりますことから、これより先の議事進行につきましては、品田理事長にお願いいたします。それでは、品田理事長よりお願いいたします。

議

事

【議長 品田刈羽村長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。

差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田刈羽村長】

異議なしの声をいただきましたので、私から指名させていただきます。

加藤副理事長、上野理事のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事審議に入りますが、本日提出された議決事項の(1)、(3)から(6)の5議題につきましては、先の第160回通常総会に提出する議題となりますので、よろしくご審議、お願いします。

それでは、議決事項の(1)『専決処分の承認について』事務局から説明をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井でございます。本日は、ご多忙の中、理事会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から本会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の議案をご説明申し上げますが、議案書は資料・内容ともに多岐にわたっておりますので、本日はお手元の『理事会(概要版)』に沿ってご説明いたします。恐れ入りますが、概要版の1ページをお開きください。本日は、議決事項7件、報告事項2件についてご審議、ご報告申し上げます。それでは、議決事項から順にご説明いたします。

2ページをお開きください。それでは議決事項(1)『専決処分の承認について』ご説明いたします。本件は、3月25日及び5月11日に品田理事長より専決処分をいただいた案件について、ご承認をお願いするものです。まず、規則等の一部改正です。事務局組織規則は、令和8年度から開始する新規事業に対応するため、事務分掌を追加するものです。職員給与規則及び職員給与規程は、県の制度改正に準じ、地域手当の減額、通勤手当の見直し及び扶養親族の所得要件の見直しを行うものです。

また、診療報酬審査支払規則は、国の関係省令改正に伴い、請求方法などを改めるものです。続いて、②令和7年度各会計歳入歳出予算の補正です。後期高齢者医療事業では、高額療養費

の支払額が当初見込みを上回ったことから、支払勘定を増額しております。また、年度末に定年前の中途退職者1名が生じ、退職手当特別会計について所要額を補正しております。

続いて、③令和8年度各会計歳入歳出予算の補正は、県から新たに受託する介護・障害福祉分野の処遇改善支援事業への対応と、6月から開始する予防接種法関係業務に伴う新たな会計の設置に対応するため予算の補正です。以上が専決処分の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 品田刈羽村長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(1)につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言願います。

(意見・質問等なし)

【議長 品田刈羽村長】

特段ないようでありますので、議決事項(1)について原案のとおり、先の通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田刈羽村長】

異議なしと認めます。よって原案のとおり通常総会へ提出します。

【議長 品田刈羽村長】

次に、議決事項の(2)『規則の一部改正(案)について』事務局から説明をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(2)『規則の一部改正(案)について』ご説明いたします。本議案は、県の規則改正及び審査会名称変更に伴う関係規則を改正するものでございます。

まず、旅費規則は、県の旅費規則の改正に準じ、本会規則に転居費の取扱いを追加するものでございます。

3ページをご覧ください。公印規則は、柔道整復療養費審査会の名称変更に伴い、公印の種類及びひな形を改めるものでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 品田刈羽村長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の（２）につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

（意見・質問等なし）

【議長 品田刈羽村長】

特段ないようでありますので、議決事項（２）について原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【議長 品田刈羽村長】

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

次に、議決事項の（３）『令和７年度事業報告（案）の認定について』事務局から説明をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

議決事項（３）『令和７年度事業報告（案）の認定について』ご説明いたします。令和７年度は、「保険者の共同体」としての責務を認識し、保険者の皆様の信頼と負託に応えるべく、重要課題である「審査支払業務改革」と「財政運営」を中心に６つの重点事項に取り組んでまいりました。

まず、審査支払業務改革です。この改革は、国の規制改革実施計画に基づき、支払基金との審査基準の統一や審査支払システムの効率化に向け取り組みを進めてきました。第一段階の「システムの整合性の実現・クラウド化」は令和６年度に完了しておりますが、第二段階の「システムの共同開発」は、令和７年９月に厚生労働省、国保中央会及び支払基金による「基本方針」が示され、システム稼働時期は当初予定していた令和８年度から令和１３年度へ見直され厚生労働省主導のもと更改作業を進めております。

続いて、財政運営です。令和６年度からの審査支払手数料の改定により収支が改善し、国保会計及び後期高齢者医療会計では、システム更改の財源となる ICT 積立資産への積立ても計画どおり実施することができました。

一方で、特定健診・特定保健指導会計は、引き続き一般会計からの繰入れを必要とする状況であり、今後に対応が必要な課題と考えております。なお、手数料改定の要因であったシステ

ム更改費用は約 368 億円と概算額が示されましたが、人件費や資材価格の高騰、円安等によるコスト増も見込まれることから、今後も適正な手数料設定に努めてまいりますが引き続き現行手数料へのご理解をお願い申し上げます。

続いて、重点事項の主な取組です。一つ目は、保険者が行う保健事業への支援では、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業や、システムを活用した保健事業への支援、特定健診等の受診率、実施率の向上に向けた支援など実施しました。

二つ目は、保険者ニーズを反映した共同事業の実施は、医療費通知書やジェネリック医薬品利用差額通知等の作成・発送、柔道整復療養費適正化支援事業などを実施し、保険者の事務負担軽減と業務の効率化に努めました。

4 ページをお開きください。

三つ目は、診療報酬等審査及び支払業務の充実・強化では、画面審査システムを活用した審査、重点審査を強化し、柔道整復療養費の適正化に取り組みました。

四つ目は、後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営は、電算事務サポート業務をはじめ、保健事業への支援など広域連合と連携し円滑な業務運営に努めました。

五つ目は、介護保険及び障害者総合支援の円滑な運営と共同事業の拡充は介護給付適正化対策事業や介護情報基盤に適切に対応いたしました。

六つ目は、人材育成の推進及びコンプライアンスの徹底においては各種研修への参加や関係機関への派遣を通じ職員の資質向上に努め、法令遵守の徹底を図りました。

続いて、国保の被保険者数の状況です。令和 8 年 3 月末の被保険者数は 37 万 7,701 人となり、前年度と比較して約 1 万 5 千人減少しております。主な要因は、県の人口減少に加え、社会保険の適用拡大などの影響によるものと考えております。

最後に、国民健康保険事業改善強化運動の推進では国保制度改善強化全国大会は、国保制度の基盤強化と財政基盤の充実を図るため毎年開催され、昨年度は 11 月 14 日に開催され次ページに記載の 12 項目の決議が行われ、本会は県選出国會議員 9 名に対し要請活動を実施いたしました。以上、令和 7 年度事業報告（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【 議長 品田刈羽村長 】

只今、事務局から説明のありました議決事項の（3）につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

（意見・質問等なし）

【議長 品田刈羽村長】

特段ないようでありますので、議決事項の(3)『令和7年度事業報告(案)の認定』につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田刈羽村長】

それでは異議なしと認め、原案のとおり通常総会へ提出します。

次に、議決事項(4)『令和7年度各会計歳入歳出決算(案)の認定について』、議決事項の(5)『令和7年度財産目録(案)の認定について』一括して事務局から説明をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(4)『令和7年度各会計歳入歳出決算(案)の認定について』ご説明いたします。

6ページをお開きください。はじめに、本会の会計の構成をご説明いたします。本会会計は、一般会計と7つの特別会計で構成され、第三者行為損害賠償求償事務、役職員退職手当を除く各特別会計は、各会計の事務経費を取り扱う「業務勘定」と診療報酬、介護給付費を取り扱う「支払勘定」がございます。支払勘定は、保険者からお預かりした金額をそのまま医療機関等へお支払いする「受払勘定」いわゆる「トンネル勘定」で基本的に収支差引残額は発生しないため、詳細な説明は割愛させていただき7ページに合計金額のみ記載しています。ここでは、負担金・審査支払手数料の算出基礎となる一般会計及び各特別会計の業務勘定での決算状況①をご説明いたします。

はじめに一般会計です。一般会計は本会の会務運営費及び保険者の保健事業を支援する保健事業費を計上する会計で財源は保険者から会費としてご負担いただいている第一種負担金が主な財源です。収支差引残額は約1億9,700万円で全額を翌年度に繰越いたします。単年度収支は約1,000万円の赤字となっております。歳入では国保中央会補助金が増加した一方、歳出では予定していたシステム改修が不要となったことによる委託料の減や、他会計への繰出金の減などにより不用額が生じております。

続いて、診療報酬審査支払特別会計です。国保の診療報酬審査支払業務・共同事業に係る事務費を取り扱う勘定で主な財源は審査支払手数料等です。収支差引残額約2億7,000万円は全額翌年度へ繰り越します。単年度収支は約700万円の黒字となりました。

この主な要因は、育児休業取得に伴う人件費の減、高額療養費制度改正延期によるシステム改修が不要となったこと、セキュリティ管理システム調達費用、OCRシステム保守料の減による審査支払管理料の減、予備費充当不要などによるもので、結果として単年度では黒字となり

ました。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計です。後期高齢者医療制度に係る審査支払業務及び広域連合からの受託業務を行うための勘定です。収支差引残額は約 1 億 5,900 万円で全額翌年度へ繰り越しいたします。単年度収支は約 1 億 1,500 万円の黒字で、主な要因は、育児休業取得者による人件費の減、システム改修不要とシステム・クラウド運用費の減による委託料の減、セキュリティ管理システム調達費用の減などによるものです。

介護保険事業関係業務特別会計です。介護保険の審査支払業務等の事務費勘定です。収支差引残額は約 1 億 1,700 万円で全額翌年度へ繰り越しいたします。単年度収支は約 300 万円の赤字となりました。歳入は電子証明書発行手数料及びケアプランライセンス料の取扱件数が見込みを下回ったことによる収入減で、歳出はシステム改修不要による委託料の減、ケアプランライセンス料取扱件数減により一般管理費が残となっております。

障害者総合支援法関係業務特別会計は、収支差引残額は約 900 万円で全額翌年度へ繰り越しいたします。単年度収支は約 38 万円の黒字でほぼ収支均衡しております。

特定健診・特定保健指導等事業特別会計は、収支差引残額及び単年度収支は、ともに 0 円で、令和 7 年度も不足する財源は引き続き一般会計からの繰入れにより収支均衡を図りながら事業運営を行っております。

続いて、第三者行為損害賠償求償事務特別会計は、こちらも収支差引額及び単年度収支ともに 0 円です。

最後に、役職員退職手当特別会計は、退職者 3 名に対し退職手当を支給するとともに、将来に備えた積立てを実施しております。収支差引残額及び単年度収支はいずれも 0 円となっております。

続いて、決算全体をご説明いたします。それでは、7 ページをご覧ください。

1 つ目の丸の決算状況②は支払勘定で医療費、介護給付費等を保険者から納入頂き、全額を医療機関、介護事業者へ支払いましたので収支差引残額はありません。

2 つ目の丸の決算総合計は前ページの決算状況①と今ほどの決算状況②を含めた全会計で収入済額は約 7,536 億 3,000 万円、支出済額は約 7,528 億 8,000 万円、収支差引残額約 7 億 5,000 万円は全額翌年度に繰越させていただきます。単年度収支は約 1 億円の黒字で、昨年度は約 1 億 3,000 万円の単年度赤字でしたので収支が改善しております。

これは審査支払手数料改定が最大の要因であり、引き続き効率的な事業運営に努めるとともに、将来を見据えた安定的な財政運営を進めてまいります。

議決事項 (5)『令和 7 年度財産目録 (案) の認定について』ご説明いたします。令和 7 年度末における積立資産は約 30 億 1,000 万円で前年度比較、約 2 億 1,000 万円の増となっております。

ます。増額の要因は、将来の国保総合システム等の更改に備え、ICT 積立資産へ約 1 億 9,000 万円を積み立てたことによるものです。また、積立資産は、第四北越銀行及び大光銀行の定期預金、決済用預金及び国庫債券により、安全性を重視して適切に管理しております。

続いて、付属資料 2 の『令和 7 年度決算における剰余』についてご説明いたします。8 ページをご覧ください。国保連合会は法人税法上の公益法人に位置付けられ、診療報酬審査支払事業等の収益事業は法人税課税対象となります。

しかし、令和 6 年度税制改正により記載の「一定の要件」を満たし、厚労大臣の証明を受けた事業は非収益事業として取り扱われることとなりました。その場合、複式簿記の考え方に基づき、厚生労働省通知で定められた方法により実費弁償判定を行い、剰余が生じた場合には、翌年度の手数料から控除する取扱いとなっております。

令和 7 年度の判定では、対象事業全体で約 2 億 7,000 万円の剰余が生じました。この剰余は、診療報酬審査支払業務、後期高齢者医療業務及び障害者総合支援業務の各手数料から、令和 8 年 9 月請求分以降、順次控除する予定としております。

これは制度に基づく適正な処理で、全国の連合会で同様の取り扱いとなっております。なお、この判定結果は会計検査をお願いしている「税理士法人小川会計」からも正確な額である旨の報告を受けております。

また、併せて令和 8 年 6 月 5 日に同税理士法人による会計検査を受け、財務諸表は本会の財政状態及び決算状況を適正に表示しているとの認定をいただいておりますことをご報告します。以上で説明を終わります。

【議長 品田刈羽村長】

ここで、本日は監事 3 名のうち、胎内市の井畑市長さんからご出席いただいております。井畑市長さん、監査結果のご報告をお願いします。

【監事 井畑胎内市長】

監事を務めております、胎内市の井畑でございます。

それでは、監事を代表しまして監査報告をいたします。付属資料 3 をご覧ください。国民健康保険法施行令第 23 条第 1 項の規定により審査に付された『令和 7 年度新潟県国民健康保険団体連合会 事業報告』及び『一般会計、各特別会計 歳入歳出決算』並びに『財産管理状況』について、先般、事務局から説明を聴取するとともに、関係帳簿並びに証拠書類に基づいて監査を行った結果、いずれも適正かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

【議長 品田刈羽村長】

只今、事務局の説明と監査報告が終わりましたが、ご質問等ございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

【議長 品田刈羽村長】

特段ないようでありますので、議決事項の(4)『令和7年度各会計歳入歳出決算(案)の認定について』、(5)『令和7年度財産目録(案)の認定について』につきまして、原案のとおり通常総会へ提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田刈羽村長】

異議なしと認め、原案のとおり通常総会に提出いたします。

次に、議決事項の(6)『令和8年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について』、事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(6)『令和8年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について』ご説明します。

9ページをご覧ください。今回の補正は、令和7年度決算の確定及び令和8年度事業の執行状況等を踏まえ、各会計に所要の補正を行うものです。

まず、一般会計です。前年度決算の確定に伴う繰越金及び消費税還付を反映し、職員配置の変更に伴う人件費の調整や、特別会計への繰出金の見直しなどを行うものです。

次に、診療報酬審査支払特別会計、後期高齢者医療特別会計及び障害者総合支援法関係業務等特別会計では、前年度決算に伴う剰余金の手数料への反映や、繰越金の整理、消費税確定に伴う所要額の調整などを行います。

また、介護保険特別会計では、前年度決算の確定に伴う繰越金及び職員配置の変更に伴う人件費等について補正を行います。

特定健診・特定保健指導等事業特別会計では、消費税還付金の確定に伴う一般会計繰入金及び予備費を調整するものです。

第三者行為損害賠償求償事務特別会計では、職員配置の変更に伴う人件費について補正を行います。以上が、令和8年度各会計歳入歳出予算補正の概要です。説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長 品田刈羽村長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(6)につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

【議長 品田刈羽村長】

特段ないようでありますので、議決事項の(6)『令和 8 年度各会計歳入歳出予算の補正(案)』につきまして、原案のとおり、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田刈羽村長】

それでは異議なしと認め、原案のとおり通常総会へ提出します。

次に、議決事項の(7)『第 160 回通常総会の開催日程(案)について』事務局の説明をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

続いて議決事項(7)『第 160 回通常総会の開催日程(案)』についてご説明します。第 160 回通常総会は、7 月 29 日(水)午後 1 時 30 分から、自治会館本館 2 階「201 会議室」に開催予定としております。本日の議案のご審議をお願いする予定としております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 品田刈羽村長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(7)につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

【議長 品田刈羽村長】

特段ないようでありますので、議決事項の(7)の『第 160 回通常総会の開催日程(案)』につきまして、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田刈羽村長】

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に移ります。報告事項(1)『自治体の事務負担軽減に向けた都道府県国保連合会の役割強化に関する会議について』事務局の説明を求めます。

【 事務局 石井事務局長 】

報告事項(1)『自治体の事務負担軽減に向けた都道府県国保連合会の役割強化に関する会議』についてご報告させていただきます。

それでは、当日配布となり申し訳ございませんでしたが、資料No.8をご用意いただき1ページをお開きください。

1. 要旨ですが、昨年10月に厚生労働省、国保中央会、国保連合会で構成する標記会議が発足しております。目的は、深刻化する自治体の人材不足に対応するため、国保連合会の市町村事務の共同処理や専門的業務の受託などを通じて、持続可能な自治体支援モデルの構築について検討を行うため、令和8年3月に「中間とりまとめ」を公表しております。

2. 会議の構成等では、構成員は厚労省国保課長をはじめ6名で、検討事項は「連合会の体制・業務・受託等の把握」と財源を含めた持続可能なモデルの構築などです。

3. 経過は、昨年10月に第1回会議の開催、7年度は6回の会議、検討が実施され、3月に「中間とりまとめ」が公表され、内容の要約は四角かこみに記載しております。令和8年度、上半期は内閣府が所管する「国と地方の協議の場」にて要望のあった療養費、高額療養費等の現金給付分の給付事務を検討していくとのことです。本会としては、今後の検討状況を注視し情報収集と保険者への情報提供に努めてまいります。

【 議長 品田刈羽村長 】

只今、事務局から説明のありました報告事項につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

【 議長 品田刈羽村長 】

特段ないようでありますので、続きまして、報告事項(2)『特定健診等費用決済業務について』事務局の説明を求めます。

【 事務局 石井事務局長 】

報告事項(2)『特定健診等費用決済業務について』ご報告させていただきます。本件は本年2月の理事会及び通常総会でご報告した内容の続報で、本日は主に今後の対応方針をご説明いたします。

本年2月の理事会及び通常総会では、本事業が恒常的な収支赤字で不足分は一般会計からの繰入れにより収支の均衡を図っていることを説明し、その主な要因が、新潟県独自事業の39歳以下及び生活保護受給者の健診の費用決済するための独自システムの構築費・運用費であること、国保中央会が開発する全国標準システムに係る開発負担金の増加であることをご説明し、独自システムの機能見直しによる経費削減、手数料体系の見直しなど検討を進めた

い旨を報告したところです。

続いて、こちらも当日配布となり申し訳ございませんでしたが、資料No.9をご用意頂き1ページをお開きください。

1. 運用システム及び手数料の関係を図解すると本会では法定の健診、保健指導の費用決済とデータ管理は、全国標準システムで処理し、本県での手数料は1件189円、データ管理のみは23円12銭、みなし健診は95円です。このシステムは国保中央会が開発し、全国の国保連合会が使用しております。法定外の39歳以下、生活保護受給者の健診の費用決済、前立腺がん、肝炎ウイルス検査は新潟県独自システムで処理し、手数料は1件147円です。このシステムは本会が開発し本会だけ使用しております。本会ではこの二つのシステムを運用しております。

続いて、2. 「健診会計」の単年度収支と手数料別単年度収支にて、健診会計の収支状況をご説明いたします。資料では、直近5年間の状況をお示ししております。下段に収支均衡となる実質手数料単価を記載しておりますが、特定健診の総件数が約25万件弱に対し、1万4千件程度と件数が少なく、実質手数料単価は現実的な額ではないことと、健診会計全体の赤字の大部分は、独自システムを利用している③支援手数料Ⅰに起因しております。

また、令和7年度は赤字額が拡大しておりますが、これは5年に一度のシステム機器更改による一時的な要因によるもので、全国標準システムのクラウド化に伴い、本会独自システムは本会単独で機器調達を行う必要が生じたためシステム関連経費が増加したためです。

2ページをお開きください。3. 手数料別の今後の対応では、今後も経費負担増加が見込まれていることを示しております。

主なものは、①特定健診・保健指導手数料では、次期システム機器更改とシステム開発負担金を国保中央会への支払いに向け、支払年度まで5年間かけICT積立資産への積立が必要で、現在の手数料ではこの対応が困難です。ICT積立分として1件20円～30円の改定が必要と試算しております。

②データ管理負担金は、8年度から増額改定分を連合会が負担しておりますので、現行23円12銭と改定後66円の差額である1件42円88銭のご負担をお願いしたいと考えております。

③独自システムでの支援手数料Ⅰは、システム更改の令和12年度までに、法定外である39歳以下、生活保護受給者の健診費用決済について、独自システム継続の是非を検討しつつ、処理方法、対応方法の代替案を提案したいと考えています。

④みなし健診手数料は、特定健診受診率向上による保険者努力支援制度の加点につながるものですが、本会業務の多くを手作業に依存し高コスト体質であることから、まずは業務プロセスの見直しを進め、業務効率化による人件費削減に取り組みます。

最後に記載ございませんが、6月30日の国保主管課長にお集まり頂いた第1回幹事会では、収支状況及び今後の方向性をご説明しました。今後のスケジュールとしては、8月から9月に開催を予定している特定健診担当課長と国保課長の合同会議に、「手数料改定案・負担金

案・独自システム見直し案・みなし健診のコスト削減案」をお示しし、ご意見を伺う予定です。その後、11月の第2回幹事会で令和9年度以降の正式案をお示しし、令和9年2月の理事会及び通常総会にてご審議をお願いしたいと考えております。

最後に本会としては、まず徹底した経費削減に取り組むことを前提としております。しかしながら、それだけでは将来予定されている制度改正やシステム更改への対応は困難であると考えております。

このため、一定の手数料の見直しについて、保険者の皆様と十分に協議を重ねながら検討を進めてまいります。今後とも、健診会計の安定化と持続可能な費用決済業務の運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

【議長 品田刈羽村長】

只今の事務局からの報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

【監事 井畑胎内市長】

みなし健診及び今後の取扱いについて詳しく教えて欲しい。みなし健診自体の在り方を考慮しつつその廃止等についても想定されているのか。

【事務局 石井事務局長】

みなし健診は、特定健診を受診していなくても、別の健診や検査結果を活用して特定健診を受診したものとみなす取扱いで、保険者努力支援制度の加点につながるものです。ですので、今後も保険者のために取扱いは継続していきます。

ただ、みなし健診業務を取り扱うにあたり、問題となっているのが、手作業による高コスト体質ということです。医療機関から手書きの紙の提供票が届き、1枚ずつ職員がシステムへ入力し、確認している状況のため、非常に人件費がかかっています。そこで、まずは、データでの提出や、入力作業のシステム化など、他県の状況も聞きながら検討し、コストをかけない方法に変更していくというものです。

【監事 井畑胎内市長】

件数の推移を教えて欲しい。

【事務局 石井事務局長】

令和3年度から年間615件で開始し、翌年には1171件となりましたが、その後はほとんど件数は変わらず、令和7年度は約1400件となりました。

【議長 品田刈羽村長】

只今の事務局からの回答につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(意見・質問等なし)

【議長 品田刈羽村長】

特にないようでありますので、続きまして、『その他』となりますが、何かありますでしょうか。

(意見・質問等なし)

【議長 品田刈羽村長】

ないようでありますので、以上をもちまして、全議案の審議が終了いたしました。折角の機会でございますので、皆様から他に何かございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 品田刈羽村長】

ないようでありますので、以上をもちまして、議事を終了いたします。

皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝申し上げます、議長の務めを終わらせていただきます。

大変、有難うございました。

閉 会

閉会 午後2時10分

ここに会議の顛末を記録し署名いたします。

令和 8 年 9 月 7 日

議長 加藤 宏夫 

令和 8 年 8 月 31 日

署名理事 加藤 博幸 

令和 8 年 8 月 26 日

署名理事 上野喜浩 